

# カドミウム、特管産廃 判定基準など見直しへ

中環審処理基準委

リム／リへ変更すること  
が提案された。

産廃の海洋投入処分に係る判定基準については、排水溶性の無機性汚泥（赤泥、建設汚泥）については0・003リム／リ、有機性汚泥および動物性残渣は0・03リム／リ、廃酸・廃アルカリおよび家畜糞尿は0・03リム／リに変更する案が示された。

一般廃棄物最終処分場および産廃管理型最終処分場の放流水の排水基準は0・03リム／リ、産廃安定型最終処分場の浸透水の基準、処分場廃止時の地下水基準はいずれも0・003リム／リを基準値として設定することが提案された。

中央環境審議会の廃棄物処理基準等専門委員会が2日に開かれ、廃棄物処理におけるカドミウムに係る論点整理が行われた。環境基準が見直されたことを踏まえ、特別管理産業廃棄物の判定基準、有害な特管産廃の埋め立て処分に係る基準、産廃の海洋投入処分に係る判定基準、最終処分場の排水規制などを見直すべきかが論点となった。

特管産廃の判定基準では、環境基準値が0・01リム／リから0・003リム／リに変更されたことに伴い、これまでの基準設定のあり方と同様、特管産廃の判定基準値を廃酸・廃アルカリ（処理物含む）については0・03リム／リへ、燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く）については0・09リム／リへ変更してはどうかとされた。有害な産廃および特管産廃の埋め立て処分に係る基準値も、燃え殻・ばいじん・鉱さい・汚泥・処理物（廃酸・廃アルカリを除く）について0・09